

# 行方都市計画

(行方市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

茨 城 県

## 目 次

1. 都市計画の目標	1
1) 都市計画区域の名称及び範囲	1
2) 都市づくりの基本理念	1
3) 地域ごとの市街地像	3
2. 区域区分の決定の有無	5
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	14
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	15

## 1. 都市計画の目標

### 1) 都市計画区域の名称及び範囲

名 称 : 行方都市計画区域

範 囲 : 行方市の全域

### 2) 都市づくりの基本理念

本区域は、県の東南部、東京都心から 80km 圏内に位置している。

近年、国道 354 号、355 号などの広域的な交通体系の整備や霞ヶ浦大橋の無料化により、水戸、土浦、鹿島臨海工業地帯との連携が強まり、人口や産業などの安定した成長が見られるほか、霞ヶ浦ふれあいランドや道の駅「たまつくり」などが整備され、観光・交流機能が向上している。現在、東関東自動車道水戸線の整備が進められており、今後の発展が期待されている。

また、歴史的・文化的遺産も豊富で、縄文時代の貝塚や住居跡、古墳などの遺跡も多く存在し、西蓮寺などの社寺仏閣が多く残っているほか、どぶろく祭りや有名な春日神社、スタジイの純林が残る熊野神社など古い歴史を誇る神社仏閣もある。

西に霞ヶ浦、東に北浦を望み、城下川、武田川、山田川、梶無川などの河川が流れ、台地には畑や平地林、屋敷林が多く見られるほか、河川流域の低地や霞ヶ浦沿岸には水田が広がっている。さらに、区域の一部は水郷筑波国定公園に含まれ、自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定されている地区もあるなど恵まれた自然環境にある。

今後、本区域を含む鹿行地域※においては、美しい水辺景観と魅力的な観光資源、サッカーやサイクリングなどのスポーツをいかして交流人口を拡大させることが必要である。

また、本県が目指す「集約と連携」の視点に基づいた将来都市構造を実現するためには、都市機能の集約化と経済や産業の活性化、地域の個性ある発展と相互連携の強化、連携と交流を支えるネットワークの構築、自然環境の保全と共生などによる都市づくりが求められている。

さらに、東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風などの災害から得られた教訓を踏まえ、自然災害に対する安全性を高めるなど、災害に強い安心・安全な都市づくりが必要である。

これらを踏まえて、本区域は、次のとおり都市づくりを進める。

- 東関東農業フロンティアゾーン※として、本数多くの農林水産物を安定的に生産出荷するとともに、6次産業化等による高付加価値化やICT等による生産性の向上を目指す。

※ 茨城県総合計画で設定した 5 地域と 11 のゾーン

- 福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- 東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

### 3) 地域ごとの市街地像

本区域における地域ごとの市街地像は次のとおりである。

#### ① 麻生市街地地域

国道 355 号沿道においては、これまで店舗や住宅などが集積していたが、近年は市街地外への流出が進んでいることから、商業や居住環境の充実・保全や用途地域の見直しを検討することにより、本市南部の生活拠点機能の維持を図る。

また、住宅地においては、道路・公園等の都市施設の整備を進め、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の充実・保全を図る。

さらに、武家屋敷などの歴史的資源、天王崎公園や羽黒山公園などの自然的レクリエーション資源をいかした市街地の活性化を図る。

#### ② 新原市街地地域

東関東自動車道水戸線の整備の進展により、流通業務機能や商業機能等の強化を図るとともに、生産基盤の整備と企業の立地促進を図る。

また、県道水戸鉾田佐原線沿道、水戸神栖線沿道においては、道路・公園等の都市施設の整備を進め、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の整備・充実を図る。

#### ③ 小舟津市街地地域

国道 354 号沿道、県道水戸鉾田佐原線沿道においては、幹線道路沿いに商業地の整備を進めるとともに、その後背地の住宅地については道路・公園等の都市施設の整備を進め、居住環境の向上を図る。

#### ④ 玉造市街地地域

国道 354 号沿道、355 号沿道、県道鹿田玉造線沿道においては、隣接する霞ヶ浦ふれあいランドや道の駅「たまつくり」との連携を強化して商業・業務地を配置し、行方市全体の商業の新たな中心となるよう、用途地域や地区計画などを検討し、観光、商業の活性化を図るとともに、バリアフリー化を進め、居住環境の向上を図る。

また、住宅地については、道路・公園等の都市施設の整備を進め、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の向上を図る。

#### ⑤ 北浦複合団地地域

計画的な市街地整備とあいまって、都市基盤施設を一体的に整備することにより、生産環境及び居住環境の向上に努め、新産業・交流集積拠点の形成を図る。

また、土地利用の純化を図るため、工業系用途地域の指定を検討する。

⑥ 工業系市街地地域

上山鉾田工業団地においては、茨城空港と東関東自動車道水戸線の間にあることから、空港や高速道路等をいかして、生産基盤の整備を図る。

また、土地利用の純化を図るため、工業系用途地域を指定する。

⑦ 既存集落地域

既存集落については、地域の実情に応じて生活基盤整備を進め、居住環境の向上や活力の維持を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は、次のとおりである。

### ① 経緯

本区域においては、これまで区域区分を定めず、農林漁業との健全な調和を図りながら都市づくりを進めてきたところである。

### ② 判断理由

良好な環境を有する市街地の形成については、公共投資を集約し、効率的・効果的な都市基盤施設の整備を行う必要がある。

また、本区域においては、東関東自動車道水戸線の整備による開発需要が見込まれることから、計画的な土地利用規制により農地や緑地を保全する必要がある。

しかし、人口は引き続き社会減となっているほか、世帯数や小売業年間販売出荷額、製造品出荷額も減少していることから、急激な市街地拡散の可能性は低い。

また、本区域では、これまで区域区分を行っていないものの、農地転用率は低い傾向にあり、農業振興地域の整備に関する法律、農地法や森林法などの他法令により、農地や緑地はおおむねの保全が図られており、無秩序に市街化が進行する恐れは低いものと考えられる。

これらのことを踏まえると、区域区分を定める必要性は低い。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### a 商業・業務地

麻生市街地地域の国道 355 号沿道、小舟津市街地地域の国道 354 号沿道、県道水戸鉾田佐原線沿道、玉造市街地地域の国道 354 号と 355 号の交差点付近に商業・業務地を配置する。

このうち、麻生市街地地域の国道 355 号沿道においては、都市機能の更新を行うことによって、にぎわいと活力のある都市拠点の形成を図る。

また、その他の商業・業務地においては、生活利便施設等の集積を図るとともに、用途地域の指定を検討する。

###### b 工業地

計画的な工業地として、新原地区、北浦複合団地、上山鉾田工業団地を配置する。

新原地区、上山鉾田工業団地においては、周辺の居住環境や自然環境に配慮しつつ、生産環境の維持・向上を図る。

また、北浦複合団地においては、周辺の自然環境に配慮しつつ、生産や流通、研究開発などの機能を有する新産業交流拠点づくりを進める。

なお、上山鉾田工業団地、北浦複合団地については、用途地域の指定を検討する。

###### c 住宅地

商業・業務地の周辺に住宅地を配置し、道路・公園・下水道等の都市施設の整備を図るなど、住宅地としての良好な環境の形成に努める。

このうち、小舟津市街地地域の国道 354 号沿道、玉造市街地地域については、良好な居住環境の維持を図るため、用途地域の指定を検討する。

##### ② 土地利用の方針

###### a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業施設と住宅等が混在する地区においては、適切な用途地域の見直しや特別用途地区制度などの活用によって工業施設の再配置と集団化を図る。

また、工業団地などにおいては、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応した土地利用を図り、都市的未利用地の解消を図る。

なお、商業・業務地等に用途転換を図る場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで行うこととする。

さらに、小中学校など公共施設の統廃合などにより発生する大規模な未利用地については、新たな土地利用の検討を行い、地域の活性化に努める。



## b 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽化した木造建物が密集する地区においては、建物の不燃化やオープンスペースの確保など総合的な環境整備を行うことによって良好な居住環境の形成を図る。

都市基盤施設の老朽化が進む市街地においては、都市基盤施設の更新を行う。

また、居住者の高齢化が進む市街地においては、高齢者の日常生活を支える都市機能の導入を図るほか、空き家が増加している市街地においては、既存の住宅ストックの活用促進などを行うことにより、住み続けられる環境の維持に努める。

さらに、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用などの対策を進める。

一方、既存の集落などの住宅地のうち、工場等が混在している地区や、商業施設や工業施設の立地が進むことにより混在の恐れのある地区においては、地区計画制度や特定用途制限地域制度等を活用し、居住環境の維持・改善を図る。

そのほか、航空機の離着陸ルートとなる地区等においては、関係機関と協力して引き続き航空機騒音対策を推進し、居住環境の改善を図る。

## c 持続可能な都市づくりに関する方針

健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能を集約する区域や、公共交通の整備状況、災害ハザードエリアの指定状況などを踏まえた居住を誘導する区域の設定について検討を行う。

## d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地やその周辺に残された平地林・斜面林等のまとまりのある緑地については、緑地保全地域制度等を活用して計画的に保全する。

また、良好な自然的景観を形成している緑地などについては、風致地区制度等を活用することによって都市における風致を維持し、潤いのある市街地の形成を図る。

そのほか、緑地保全や都市緑化のための条例等の制定を促進するとともに、積極的な住民参加を促すため、支援体制の確立を図る。

## e 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業を行った農地は、生産性の高い農業経営を行う上で重要な役割を果たしている。

また、農地は、自然的な要素を有し、都市と農村との連携・共生や地域の活性化を進めるうえでの貴重な資源でもあることから、今後ともこれらの農地の保全に努めるとともに、関係機関と連携しながら、耕作放棄地の適切な土地利用に努める。

特に、霞ヶ浦や北浦湖岸沿いの低地部に広がる水田や、台地上の畑地等について積極的に保全し、都市と農村の健全な調和を図る。

#### f 災害の防止に関する方針

東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とするとともに、災害による被害を最小化する「減災」を基本に、災害への備えや地域防災力の強化を図る。

災害への備えとして、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地などの避難場所、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進めるとともに、避難や救命・救援活動のための行き止まり・狭隘道路の解消、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、防災拠点施設や避難場所、橋梁等の道路構造物や上・下水道施設の長寿命化対策及び耐震化を推進する。

さらに、市街地に隣接する河川や都市下水路の整備を促進し、外水・内水による浸水被害の防止・軽減を図るほか、浸水被害や土砂災害、液状化等の地盤災害などの発生の恐れがある地区については、必要な対策を講じるとともに、必要に応じて災害リスクの低い地区への住宅や施設の移転を検討するなど、地形特性を踏まえた安全な土地利用の誘導を図る。

地域防災力の強化として、各種ハザードマップの活用や避難誘導看板の整備等により災害発生の恐れのある場所を周知し、住民の防災意識の向上に努める。

#### g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

霞ヶ浦や北浦湖岸沿いの緑地や台地上にまとまった平地林等は、本区域における自然環境の骨格を形成していることから、今後とも積極的にこれらの保全に努め、水と緑のネットワークを形成していく。

また、霞ヶ浦を中心とした水郷筑波国定公園、自然環境保全地域や緑地環境保全地域については、今後とも積極的にこれらの自然環境や景観の保全に努める。

#### h 良好な景観の保全及び創出に関する方針

霞ヶ浦に代表される自然的景観のほか、農村集落、農地、農林業施設、屋敷林などの伝統的な農村景観など、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と創出を促進する。

また、自然的景観との調和や眺望の確保に配慮しながら、魅力的で賑わいのある市街地景観、旧畑家住宅などの歴史的建築物が集積する街なみや、西蓮寺仁王門といった貴重な文化財による歴史・文化的景観など、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と活用を促進する。

#### i 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落等において、生活利便性の向上や活力の維持を図るための地区計画制度や、良好な居住環境の形成を図るための特定用途制限地域など、地域の実情に応じた適切な制度の活用を検討する。

また、用途地域などの土地利用規制が及ばない地域のうち、開発行為などの都市的土地利用が無秩序に進む恐れがある地域においては、特定用途制限地域などを活用し、秩序ある土地利用を推進する。

東関東自動車道水戸線のインターチェンジ周辺やなめがた地域総合病院周辺地区については、交通利便性が高いことをいかし、計画的な土地利用を推進し、地域振興を図る。

なお、商業・業務地等の土地利用を図る必要がある場合は、都市構造等を与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで、用途地域の指定や地区計画制度の活用等を検討する。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域における主な交通施設は、国道 354 号や 355 号、県道水戸鉾田佐原線、水戸神栖線などの広域幹線道路である。

本区域においては、モータリゼーションの進展などに伴って増大した交通量に対応するため、区域内外の都市拠点間を連絡する幹線道路等の整備が進められているところである。

今後、東関東自動車道水戸線の整備などによる都市化の進展に伴い、交通を円滑に処理し、日常生活や産業活動の利便性、安全性を高めることが必要である。

また、東日本大震災などの経験をいかし、災害に強いみちづくりの実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

そのため、本区域においては、東関東自動車道水戸線を中心に、都市間を結び市街地の骨格を形成する幹線道路網の整備・充実により広域交通ネットワークを構築し、都市間連携の強化を図る。また、大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進める。

さらに、道路交通の混雑を緩和し都市環境の改善を図るため、市街地間を連絡する路線バス、路線バスを補完するコミュニティバスなど公共交通機関の積極的な利用を促すなど、総合的な交通体系の構築を推進する。

そのほか、コンパクト+ネットワークを推進するため、バスなどの公共交通機関と連携するとともに、安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークの整備やにぎわいのある歩行空間の形成を図るなど、誰もが安心して快適に外出や移動ができる交通環境の充実や歩きたくなるまちなかの創出を図る。

なお、長期にわたり未着手の都市計画道路については、交通ネットワーク、道路整備上の課題や代替道路の有無などについて検証し必要な見直しを行う。

##### イ 幹線街路網の整備水準の目標

本県の市街地における幹線街路網の整備水準は、良好な市街地として望ましいとされる道路網密度  $3.5\text{km}/\text{km}^2$  を踏まえて、令和 17 年度の整備目標を次のとおり定め、地域の実情を踏まえつつ、この実現に向けて街路網の整備を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度
都市計画道路（幹線街路） 整備密度 ( $\text{km}/\text{km}^2$ )	全区域： $1.5\text{km}/\text{km}^2$ (本区域： $0.0\text{km}/\text{km}^2$ )	全区域： $2.0\text{km}/\text{km}^2$

※都市計画道路（幹線街路）整備密度：(都市計画道路（幹線街路）整備延長) / (市街地面積)  
※全区域：ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

**b 主要な施設の配置の方針**

**1) 自動車専用道路**

本区域においては、東京と水戸を連絡する東関東自動車道水戸線を配置する。

**2) 主要幹線街路**

自動車専用道路と連携し、本区域内外の都市拠点間を連絡する主要幹線街路として、国道 355 号バイパス、県道水戸鉾田佐原線等を配置する。

**3) 都市幹線街路**

主要幹線街路を補完し、区域内の市街地を結ぶ都市幹線街路として、都市計画道路粗毛・石神線、新原・石神線等を配置する。

**4) その他**

中心市街地においては、自動車利用者の駐車需要に適切に対応するため、駐車場の整備を検討する。

また、この地域の観光資源を結びかつ健康増進を図るため、つくば霞ヶ浦りんりんロード（県道桜川土浦潮来自転車道線）及び行方市水辺サイクル・ネットワーク、田園風景やまちなみなどの風景を楽しみながら歩けるフットパスの整備と活用を図る。

**c 主要な施設の整備目標**

現在、整備中又はおおむね 10 年以内に整備に着手することを予定する主要な施設（都市計画施設）は、次のとおりとする。

交通施設名	路線・施設名等
自動車専用道路	1・4・1 潮来鉾田線（東関東自動車道水戸線）
主要幹線街路	3・3・1 富田・島並線（国道 355 号バイパス）
都市幹線街路	3・4・3 粗毛・石神線 3・5・4 新原・石神線

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### 1) 下水道

下水道の計画については、農業集落排水や合併処理浄化槽などを含めた汚水処理施設を、それぞれの特性や地域の実情に応じて適切に配置することにより、汚水処理の早期概成を推進する。また、人口減少に伴う使用料収入や職員数の減少、既存施設の大量更新期の到来などに備え、持続可能な事業運営を推進する。

下水道の整備については、汚水処理の早期概成を目指し、人口や産業の集積状況などから優先順位をつけ整備を推進するとともに、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行い、持続的な下水道機能の確保や維持管理を含めたトータル費用の低減を図る。

市街地の雨水の排除については、近年の集中豪雨などを踏まえ、放流河川の整備と十分に整合を図り、排水施設の整備を進める。

##### 2) 河川

河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

また、河川流域において、親水性などをいかした憩いや交流の場の整備を進めるとともに、水質の浄化や水辺環境の保全など、環境にも配慮した総合的な河川整備を進める。

#### イ 下水道の整備水準の目標

本区域における下水道の整備水準は、汚水処理施設の早期概成を目指すため、農業集落排水施設や合併浄化槽の整備と連携・役割分担したうえで、下水道普及率の目標を次のとおり定め、この実現に向けて下水道の整備を推進する。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 22 年度 (汚水処理整備完了時)
下水道普及率 (%)	18.0%	29.5%

※下水道普及率は、行方市全域を対象。  
下水道普及率 = (下水道処理人口) / (行政人口)

### b 主要な施設の配置の方針

##### 1) 下水道

本区域の汚水処理については、汚水処理施設の相互連携を図りながら、下水道への確実な接続を促進しつつ、計画的な整備を着実に進めることにより、未普及地域の解消を図る。

さらに、市街地の雨水排除については、河川や農業関連の計画と調整を図り、ポンプ場や雨水排水等の整備を進める。

## 2) 河川

本区域の河川は、利根川水系に属しており、主要な河川として、蔵川や雁通川、城下川、武田川、山田川、梶無川等があり、市街地の雨水はこれらの河川に排水されている。

これらの河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

さらに、環境面やレクリエーション面などにも配慮した整備と維持管理を図る。

### c 主要な施設の整備目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な施設（都市計画施設）は、次のとおりとする。

種別	施設名等
流域関連公共下水道	行方市公共下水道
単独公共下水道	行方市特定環境保全公共下水道

※流域関連公共下水道：下水を排除し、処理するもので、流域下水道に接続するもの

※単独公共下水道：下水を排除し、処理するもので、市町村自ら処理場を設置管理するもの

## ③ その他の都市施設

### a 基本方針

人々の健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、ごみ焼却場や汚物処理場、火葬場などの都市施設については、社会情勢の変化などを勘案し適切な配置と整備に努める。

また、既存施設を有効活用するため、設備の更新や計画的な点検、補修による長寿命化を図る。

### b 主要な施設の配置の方針

#### 1) ごみ焼却場

ごみ焼却場については、1か所（環境美化センター）を配置する。

#### 2) 汚物処理場

汚物処理場については、1か所（行方市麻生衛生センター）を配置する。

#### 3) 火葬場

火葬場については、1か所（鹿行広域斎場霞ヶ浦聖苑）を配置する。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、昭和 51 年に用途地域を定め、計画的な土地利用を進めているところであるが、これまで市街地開発事業は行われていない。

今後は、既成市街地内における都市機能の更新や居住環境の改善、防災性の向上などを図る必要がある地区や、市街地における農地及び工場跡地などの低・未利用地について、土地区画整理事業をはじめとする適切な整備手法の導入を検討し、良好な市街地の形成を図る。

また、幹線道路の整備進展などにより、工業や商業・業務など都市的土地利用への転換に対する需要の高まりが予想される区域では、土地区画整理事業等による基盤整備を検討し、都市機能の集約による良好で計画的な市街地形成を図る。



#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、西側が水郷筑波国定公園に指定されている霞ヶ浦、東側が北浦に面し、河川や湖の沿岸が低地であるほかは、おおむね平坦な台地が広がっている。主な河川は、蔵川、雁通川、城下川、武田川、山田川、梶無川である。

主な緑地は、河川・湖沼の水辺の緑地や、台地上にまとまった平地林等であり、特に、自然環境保全地域に指定されている島並熊野地区、自性寺地区、八木蒔地区、横須賀地区、緑地環境保全地域に指定されている白浜地区、船子地区、行方地区、観音寺地区、内宿地区、里地区、泉地区など貴重な緑地が存在する。

また、羽黒山公園、天王崎公園、養神台公園、高須崎公園、ふれあいの郷公園、手賀ふれあいの森などが整備され、住民の憩いの場として利用されている。

これらの自然的環境は、都市において、環境への負荷の軽減や人々のレクリエーション及び住民等の日常的な自然との触れ合いの場の確保、また、災害に対する防災性の向上や良好な自然景観の構成といった観点から、重要な役割を果たしている。

このため、本区域の都市づくりにおいては、自然公園法や森林法など他の法令との連携を図りながら、都市計画法による地域地区の指定など計画的な土地利用を進めることにより緑地の保全や地域に存在する希少種の保護など、生物多様性の保全への配慮に努めるとともに、公園等を適正に配置し整備することによって、豊かな水と緑に包まれた潤いのある都市の形成を図ることとする。

##### イ 緑地の確保目標水準

本県における都市公園の確保目標水準は、住民1人当たりについて望ましいとされる都市公園の敷地面積  $10\text{m}^2/\text{人}$  以上を目標とし、地域の実情を踏まえつつ、この実現に向けて都市公園の整備又は保全を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度
1人当たり都市公園面積 ( $\text{m}^2/\text{人}$ )	全区域： $9.4\text{m}^2/\text{人}$ (本区域： $1.4\text{m}^2/\text{人}$ )	全区域： $10\text{m}^2/\text{人以上}$

※1人当たり都市公園面積：(都市公園整備面積) / (都市計画区域人口)

※都市公園：都市公園法第2条の規定に基づく公園又は緑地

※全区域：ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

## b 主要な緑地の配置の方針

### ア 環境保全系統

霞ヶ浦及び北浦湖岸周辺の緑地や台地上にまとまった平地林等については、本区域における自然環境の骨格を形成しており、野生動植物の生息・生育地として、また、CO<sub>2</sub>の吸収や大気の浄化等の環境への負荷の軽減などといった観点から重要なものであることから、連続性や一体性に配慮しながら、積極的な保全を図る。

また、三味塚古墳や西蓮寺の大イチョウなどの貴重な歴史的資源や文化財と一体となった緑地を積極的に保全する。

### イ レクリエーション系統

住民の日常のレクリエーション需要に対応するため、街区公園などの住区基幹公園や農村公園などの整備を促進するとともに、人々の生活に密着した社寺境内地の保全を図る。

また、週末のレクリエーション需要に対応するため、スポーツ・レクリエーション機能を持った運動公園など都市基幹公園の整備を進めるとともに、天王崎公園、ふれあいの郷公園、霞ヶ浦ふれあいランド、高須崎公園などの利用を促進する。

### ウ 防災系統

地震や火災などによる都市災害に対応するため、災害時に住民の避難地となる公園・緑地を確保して一次避難地や広域避難地の拡充を図るとともに、延焼遅延効果がある緑地や農地の保全を図る。

斜面崩壊などの自然災害に対応するため、台地と低地の間に連なる斜面林の保全を図る。

### エ 景観構成系統

本区域に残された緑地など自然的な景観を維持するため、台地と低地の間に連なる斜面林や、霞ヶ浦や北浦等の湖沼と一体的な景観を構成する緑について保全を図る。

また、潤いのある都市景観を創出するため、幹線道路等の緑化に努める。

さらに、本区域内に点在する集落地の屋敷林や社寺林など昔ながらの安らぎをもたらす景観の保全に努める。

## c 実現のための具体の都市計画制度の方針

### ア 公園緑地等の整備目標及び配置方針

#### 1) 総合公園

総合公園については、ふれあいの郷公園を配置する。

## 2) その他の公園緑地等

その他の公園緑地として、街区公園などの住区基幹公園、風致公園などの特殊公園、都市緑地などを適切に配置し、その整備を図る。

また、つくば霞ヶ浦りんりんロード（県道桜川土浦潮来自転車道線）及び行方市水辺サイクル・ネットワーク、市内6コースのフットパスを配置する。

## イ 緑地保全地域等の指定目標及び指定方針

### 1) 風致地区

台地上の平地林や台地をふちどる斜面林、霞ヶ浦や北浦等の水辺の緑地などにおいて、良好な自然的景観を形成している地区については、都市の風致を維持するため、風致地区制度の活用を検討する。

### 2) 緑地保全地域・特別緑地保全地区

市街地やその周辺に残された身近な樹林のうち、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるものについては、緑地保全地域等の活用を検討し、特に良好な景観形成にとって重要なものや社寺等と一体となって歴史的・文化的価値を有するものについては、特別緑地保全地区制度の活用を検討する。